

ENEP 実習実施規程

第 1 条

筑波大学大学院 生命環境科学研究科 環境科学専攻 特別プログラム 原子力災害による環境・生態系影響リスクマネジメントプログラム(以下「ENEP」という。)の環境放射能リスク評価インターンシップ I、II、IIIおよび原子力災害海外特別実習(以下「実習」という。)に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第 2 条

実習では、他研究機関に滞在し、そこでの議論・視察を通じ、研究分野への理解を深め、高度な実践的能力と現場理解力を習得することを目的とする。

第 3 条

実習参加は下記が原則である。実習後は、担当教員の指示に従い、レポート等を取りまとめ、提出することを必須とする。ENEP の履修の如何は問わない。

- 『環境放射能リスク評価インターンシップ I』の実習参加は、『原子力災害環境影響評価論 II』を履修していること。
- 『環境放射能リスク評価インターンシップ II』および『環境放射能リスク評価インターンシップ III』の実習参加は、『原子力災害環境影響評価論 III』を履修していること。
- 『原子力災害海外特別実習』の参加は、『原子力災害環境影響評価論 I、II、III』を履修していること。

第 4 条

実習費補助として、旅費(宿泊費含む)の一部を支給する。また実習費補助の採用は、各科目につき在学中 1 回限りとする。

第 5 条

実習費補助は、原則として ENEP 履修生を対象とする。

第 6 条

交付額は、実習参加人数、対象者及び文部科学省交付金額により異なる。